

ローカルイノベーション・アカデミー の開催及び地域づくり等支援業務

プロポーザル実施要領

令和8年10月
和歌山市

1 募集の概要

(1) 業務名称

ローカルイノベーション・アカデミーの開催及び地域づくり等支援業務

(2) 目 的

和歌山市では、市内の隣り合う2つの港町である雑賀崎地区・田野地区を中心に、地域固有の食や景観などの魅力、未利用・低利用の空間資源などを活用する民間投資を呼び込み、的確なマーケティングに基づいた集客力の高いコンテンツを創出・集積することで、観光まちづくりを通じた地域再生を目指し、令和8年6月に当該地域の今後のまちづくりの方向性を示した「挑戦者をつくる雑賀崎・田野エリアの未来デザイン」を策定した。

本業務では、「挑戦者をつくる雑賀崎・田野エリアの未来デザイン」に基づき、地域のブランド化を推進する人材の発掘・育成を進めるため、今後の地域づくりを担う地域住民、地域内外の事業者等を対象に、地方創生の実践者や地域資源活用の専門家等（以下「有識者」という。）と連携した「ローカルイノベーション・アカデミー」を開催することで、地域資源を活かした事業・地域づくりのアイディアの創出及び地域のブランド化を推進する体制構築の礎を築くことを目的とする。

(3) 業務内容 別添仕様書のとおり

(4) 業務委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 事務局

和歌山市 市長公室 企画政策部 シティプロモーション課 公民共創室

「ローカルイノベーション・アカデミーの開催及び地域づくり等支援業務」担当

所在地：和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 4階

電話／FAX：073-435-1322／073-435-1254

メールアドレス：citypro@city.wakayama.lg.jp

(6) 受付時間

持参による書類等提出の受付は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。郵送による書類等提出については、全て各期日までの必着とする。

(7) 日程

実施要領公表：令和8年10月15日（木）

参加資格確認申請書受付：令和8年10月26日（月）午後5時まで

参加資格確認通知書送付：令和8年10月28日（水）（予定）

質問受付：令和8年11月11日（水）午後5時まで

企画提案書提出：令和8年11月18日（水）午後5時まで

企画提案評価：令和8年11月25日（水）（予定）

結果通知：令和8年11月27日（金）（予定）

契約締結日：令和8年12月 3日（木）（予定）

2 見積限度額（予定価格）

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 調達契約を締結する能力を有しないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないものであること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められ、又は認められた日から2年を経過しないこと。

(2) 次に掲げる税のいずれについても未納の額がないこと。

ア 市税（本市が賦課徴収するものに限る。）

イ 消費税及び地方消費税

ウ 所得税又は法人税

(3) 実施要領の公表日から受託候補者特定の日までのいずれかの日において、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱（平成5年5月1日制定）又は、和歌山市建設工事等指名停止基準（平成15年5月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 前号に掲げる期間において、和歌山市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年6月1日制定）に基づく排除措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があった者にあつては同法の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがあった者にあつては同法の規定による再生計画認可の決定を受けている者であること。

(6) 地域において事業・活動等を立ち上げようとする人材・団体に対する、事業開発や人材育成等の支援に関する類似の業務実績を有すること。

4 プロポーザル参加資格確認申請書の作成及び提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式1）

イ 「3 参加資格の（2）」に示す確認資料

（ア）本市が賦課徴収する市税に未納の額がないことを証する書類

本市が賦課徴収する市税がある者は、和歌山市税に係る納税（完納）証明書を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後3か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。本市が賦課徴収する市税がない者は、別添交付書類の「市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（様式2）」を提出すること。

（イ）消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税に未納がないことを証する書類

納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人にあつては納税証明書の様式

その３の３を、個人にあつては納税証明書の様式その３の２を提出すること。なお、当該証明書については、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

ウ 地域資源を活かした事業等の立ち上げ支援に関する類似業務の履行実績を証する書類

(ア) 履行実績調書（様式３）

(イ) 業務の実施内容、実績等を確認できるもの

- * 添付する資料は、ホームページ掲載資料等の既存の資料で結構です。
- * 行政機関からの受託業務の場合は、実績報告書類の写し等を添付してください。
- * 提出は、本業務に類似性の高いもの １件分で結構です。

和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあつては、以下エからカまでについても、あわせて提出すること。（和歌山市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者は、以下エからカまでの書類を省略することができる。）

エ 事業者の概要

(ア) 法人履歴事項全部証明書

当該証明書については、契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において発行後３か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(イ) パンフレット等事業者の概要がわかるもの。

オ 役員等調書及び照会承諾書（様式４）

カ 委任状及び使用印鑑届出書（様式５）

(２) 受付期間：令和８年１０月２６日（月）午後５時まで（必着）

(３) 提出場所：前記１（５）に同じ

(４) 提出方法：持参又は郵送（電送等による提出は受理しない。）

５ プロポーザル参加資格確認通知書の送付

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書の確認を行い、結果を送付する。

送付予定日：令和８年１０月２８日（水）（予定）

６ 質問の受付及び回答

(１) 受付期限：令和８年１１月１１日（水）午後５時まで（必着）

(２) 質問方法：メールにより、質問書（様式６）を提出すること。質問方法以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(３) 質問先：前記１（５）に同じ

(４) 回答方法：質問者に対してメールにより回答するとともに、和歌山市ホームページにより公表する。

７ 企画提案書の提出

(１) 提出書類

企画提案書（別記様式７） 正本１部＋副本９部

(２) 提出期間：令和８年１１月１８日（水）午後５時まで（必着）

(３) 提出場所：前記１（５）に同じ

(4) 提出方法：持参又は郵送（電送等による提出は受理しない。）

(5) 提出制限：

ア 企画提案書は、A4判、10ページ（スライド10枚）以内とする。

イ 企画提案書等の提出は、1事業者につき1提案とし、複数の提案を行うことは認めない。

8 評価方法

本プロポーザルの評価は、次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容について、下記「9 評価基準及び配点」で示す評価基準に基づいて評価し、最も評価点の高い企画提案を行った者を候補者（以下「受託候補者」という。）として特定する。ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容：企画提案説明に20分、質疑応答に10分とする。

イ 開催日：令和8年11月25日（水）（予定）

ウ 開催場所：和歌山市一番丁3番地 わかやま歴史館3階会議室

※ただし、正式な日時等詳細については、後日通知する。

(3) プレゼンテーションの注意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、企画提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションは、提出された企画提案書に基づいて実施する。（その他の機材の持ち込みは認めない。）

ウ 当日の選定委員への追加資料の配布は、一切認めない。

エ 1提案者につき3人までの参加とする。

オ 他者のプレゼンテーションを傍聴することは一切認めない。

(4) 評価結果の通知

評価結果については、プロポーザル評価結果通知書（令和8年11月27日（金）送付予定）により通知する。

9 評価基準及び配点

評価基準	配点
(1) 過去の類似業務による実績に対する評価（配点：15点／100点）	
① 過去に立ち上げを支援した地域事業・地域づくり団体等の事例及び立ち上げ後の継続・発展状況等は、満足できる内容が示されているか。（代表的なもの2件まで。立ち上げ後の状況等をHP等で確認できるものに限る。）	5点
② 過去に立ち上げを支援した地域事業・地域づくり団体等に行った伴走支援の内容は、具体的で効果に結びついたものと評価できるか。	10点
(2) 地域資源を活かした事業・地域づくりのアイデアの創出及び具体化に向けたプログラムの企画・運営に対する評価（配点：35点／100点）	
① 実施を想定するプログラムの内容は、適切で効果的なものが提案できてい	5点

	るか。	
	② 参加者の地域づくり等への理解や取組の程度に合わせた、プログラム設計に対する考え方は適切か。	15 点
	③ 事業アイデア等の実現に向けて、接続することが有効と考えられる支援事業等への知識・理解・考え方は十分か。	15 点
(3) 今後の地域のブランド化を推進する体制構築に向けた支援に対する評価（配点：20 点/100 点）		
	① 地域団体等の組成及び運営に向けた具体的な手法等の知識・理解・考え方は十分か。	10 点
	② 今後、地域団体等を立ち上げていくことを踏まえ、本事業を通じた地域との関係構築や、今後地域に必要な支援策等の具体的な提案ができていますか。	10 点
(4) 適切な見積額についての評価（配点：30 点/100 点）		
	見積額は適切であるか。	30 点
合 計		100 点

- 「（１）過去の類似業務による実績に対する評価」、「（２）地域資源を活かした事業・地域づくりのアイデアの創出及び具体化に向けたプログラムの企画・運営に対する評価」、「（３）今後の地域のブランド化を推進する体制構築に向けた支援に対する評価」に対する評価視点及び点数

評価視点	評価点数		
特に優秀である	15	10	5
優秀である	12	8	4
満足できる	9	6	3
一部物足りなさを感じる	6	4	2
満足できない部分が多い	3	2	1
全く満足できない	0	0	0

- 「（４）適切な見積もりについての評価」に対する評価点数

評価点数＝配点（30点）×（最低見積額/提案者の事業見積額）

※ この場合の最低見積額とは、全提案者の中でも最も低い事業見積額とする。評価点の小数点第2位以下は四捨五入する。

【評価についての注意事項】

- ① 最高得点の者が複数となった場合は「（１）過去の類似業務による実績に対する評価」、「（２）地域資源を活かした事業・地域づくりのアイデアの創出及び具体化に向けたプログラムの企画・運営に対する評価」、「（３）今後の地域のブランド化を推進する体制構築に向けた支援に対する評価」の評価点数の合計得点の高い者を受託候補者として特定する。
- ② 受託候補者が辞退を申し出た場合や失格事項に該当した場合は、次順位の提案者を受託候補とする。
- ③ 本プロポーザルに参加した事業者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準（評価

基準「（１）過去の類似業務による実績に対する評価」、「（２）地域資源を活かした事業・地域づくりのアイディアの創出及び具体化に向けたプログラムの企画・運営に対する評価」、「（３）今後の地域のブランド化を推進する体制構築に向けた支援に対する評価」の合計得点が配点の６割を超えるもの）を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定することができる。

1 0 失格事項

本プロポーザルに参加した事業者又は提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その事業者を失格とする。

- （１）企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- （２）企画提案書の作成形式及び提出制限に示された要件に適合しないもの
- （３）企画提案書の提出期限後に企画提案に係る書類に訂正を行ったもの
- （４）プレゼンテーションに出席しなかったもの
- （５）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- （６）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- （７）参考見積書の金額が、見積限度額（予定価格）を超過したもの

1 1 契約に関する事項

- （１）前払い制度
適用しない。
- （２）部分払い制度
適用しない。
- （３）契約保証金

契約金額の１０分の１に相当する額以上の額が必要である。ただし、和歌山市契約規則（平成１５年５月３０日規則第８３号）第５条各号に掲げる有価証券の納付等をもって代えることができる。また、同規則第３４条各号に該当するときは、免除とする。

- （４）契約書作成の要否
必要である。
- （５）プロポーザルは、受託候補者を特定するために実施するものであり、必ずしも提案内容に沿って契約するものではない。実際の業務の進め方などについては、特定された受託候補者と和歌山市との間で詳細を協議のうえ、予算額の範囲内で業務内容を決定し、契約書を締結する。なお、協議段階において交渉が不調に終わったときは、次点の者と交渉する場合がある。
- （６）受託候補者は和歌山市と緊密な連絡を取り、円滑に業務の進捗を図るものとする。

1 2 その他留意事項

- （１）提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- （２）提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (3) 提出書類は返却しない。なお選定された企画提案書等については、市民等への説明（公表）において必要があるときは、市は同意なく無償で利用できるものとする。
- (4) プロポーザルの実施結果については、受託候補者名、受託候補者の見積提示額、事業者ごとの評価結果及び選定された企画提案書等を原則として公表する。提案者にあつては本実施要領に同意の上申請を行うものとする。また、受託候補者として特定された者は、市に提案書類データを保存した電子記録媒体も提出すること。（データ保存形式：PowerPoint、PDF）
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。また、提出された企画提案書等は、本プロポーザルの選定に係る公表以外に、提案者に無断で使用しない。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (7) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を特定する。
- (8) 本業務の契約が成立するまでの間において、特定された受託候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、契約を締結しないものとする。
- (9) 受託候補者特定後、和歌山市と協議を行うが、それに伴い仕様書の内容に若干の変更が発生する場合がある。
- (10) 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。また、(4)により公表する事項を除き、審査内容及び審査結果の公開は行わないものとする。
- (11) 本事業の取組状況や成果については、和歌山市のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (12) 事業の実施により生じた財産権及び知的財産権は、原則として和歌山市に帰属する。
- (13) 他に行っている事業と明確に区分した経理処理を行うこと。また、会計帳簿等の帳簿類は、業務終了後5年間保管すること。
- (14) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (15) 受託者は、本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (16) この要領に定めるもののほか、本業務の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び本市の規則等の定めるところによる。
- (17) その他必要な事項については、本市と受託候補者が別途協議のうえ定める。